

令和8年度 板橋区虐待対応協力員(育休代替会計年度任用職員)採用選考案内

この採用選考は、板橋区子ども家庭総合支援センターで勤務していただく虐待対応協力員(育休代替会計年度任用職員)を任用するために実施するものです。

1 採用予定数・勤務場所

| 採用予定数 | 勤務場所 |
|-------|---|
| 1名 | 板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所) 所在地:東京都板橋区本町 24 番 17 号 |

※ 板橋区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所機能と子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設として、令和4年4月に開設しました。

2 職務内容

- (1)相談・通告等に係る初期調査及び緊急受理会議に係る業務
- (2)虐待等ケースの家庭訪問、面接の同行、同席及び調査に係る業務
- (3)一時保護を行う案件に係る業務補助
- (4)児童移送及び通院付添に係る業務補助
- (5)その他前各号に付随する事項

3 受験資格

次の(1)から(4)のすべての要件を満たす方

- (1)児童養護及び児童の健全育成に対する見識があり、児童福祉の促進に熱意のある者
- (2)次に掲げるもののうち、いずれかに該当する者
 - ア 児童福祉司の任用資格を有する者
 - イ 児童指導員の任用資格を有する者
 - ウ 社会福祉士の国家資格を有する者
 - エ 保育士の国家資格を有する者
 - オ 保健師の国家資格を有する者
 - カ 社会福祉主事の任用資格を有する者
 - キ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ク その他アからキに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- (3)虐待対応協力員の職務を遂行するために必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
- (4)その他事務処理について一定程度の能力を有する者

※地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方は受験できません。(詳細は最終ページ参照)

4 任用期間

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで(予定)

※条件付採用期間あり(原則1か月)

※本務者の状況によっては任用期間が延長する場合があります。

※育児休暇期間を限定とする代替の任用のため、育児休暇取得者が予定より早く復帰等する場合は、その時点で任用期間満了となります。

5 勤務条件

- (1)報酬額 日額 14,845円(地域手当相当分を含む)
 ※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。
 ※ 通勤に係る費用は実費を支給します。(1か月の上限額:55,000円)
 ※ この他に基準を満たした場合には、期末勤勉手当の支給があります。
 ※ 原則として翌月15日に金融機関口座に振り込みます。
- (2)勤務日 月16日勤務
- (3)勤務時間(休憩時間を除く)
 8時30分から20時15分までの間で、1日7時間45分勤務
 ※原則、8時30分から17時30分間の7時間45分勤務とする。あらかじめ夜間会議または家庭訪問等がある場合、上記の時間(8時30分から20時15分)の範囲内で7時間45分のシフト勤務とする。
- (4)休憩時間 1時間
- (5)週休日 原則、土曜日、日曜日、祝日
 ※週休日は、勤務表(シフト表)によって、4週間ごとに定める。
- (6)休日 祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日、その他規則で定める日
- (7)休暇 一定の要件を満たす場合に限り付与されます。
- (8)時間外労働 原則なし(業務の繁忙時期により、発生する場合があります。)
- (9)加入保険 雇用保険、厚生年金、健康保険
- (10)その他勤務場所における特記事項 勤務場所は建物内・敷地内ともに禁煙

6 選考方法・日程等

| | |
|-------|---|
| 選考方法 | 書類審査(採用選考申込書による)及び面接により、総合的に判断し、合格者を決定します。面接は、会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別に行います。 |
| 選考日程等 | 令和8年7月7日(火)に面接を実施予定 ※選考日程の希望は受け付けません。 ※面接の詳細は令和8年6月30日(火)以降お知らせします。令和8年7月3日(金)までに連絡が無い場合は、「8 申込先・問い合わせ先」までご連絡ください。 |
| 結果発表 | 令和8年7月上旬までに、受験者全員に通知予定 ※内定者には、任用の手続き等をお知らせします。 |

7 申込方法

| | |
|------|---|
| 申込方法 | 下記の申込期限までに、「 板橋区虐待対応協力員(会計年度任用職員)採用選考申込書(兼履歴書) 」を郵送又は直接持参で提出してください。 |
| 申込期限 | ■郵送申込の場合:令和8年6月26日(金)【必着】 ※封筒の表面に「虐待対応協力員採用選考申込」と朱書きし、必ず簡易書留で送付してください。なお、普通郵便による事故については、責任を負いません。 ■持参申込の場合:令和8年6月26日(金)【17時まで】 ※窓口受付は、土曜・日曜・祝日を除く9時から17時まで。 ※郵送の場合は、上記期限までに申し込み先へ到着したもののみ有効といたします。そのため、申込期限間際での発送を予定している場合は、直接窓口へのご持参のご対応をお願いします。 |

※申込書は返却いたしません。

※申込書は今回の選考のみに利用し、その他の目的には利用いたしません。

8 申込先・問い合わせ先 ※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

板橋区子ども家庭総合支援センター 援助課 運営係

〒173-0001 東京都板橋区本町 24 番 17 号 電話 03-5944-2374

※問い合わせの際には、「虐待対応協力員(会計年度任用職員)採用選考について」の旨をお伝えください。

※持参の場合は、板橋区子ども家庭総合支援センター1階総合受付にてお声がけください。

9 板橋区子ども家庭総合支援センター案内図

【交通アクセス】 都営三田線「板橋本町駅」下車 徒歩7分

東武東上線「中板橋駅」下車 徒歩 20 分

国際興業バス「大和町」下車 徒歩7分



【参考】地方公務員法 第 16 条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心身耗弱を原因とするもの以外)。